令和７年度　第８回総会

議　事　録

堺 市 農 業 委 員 会

1　開催日時及び場所

日　時　令和７年１１月６日（木）午後１時３０分から午後１時４５分

場　所　堺市役所高層館１２階農業委員室

2　委員数

（1）現在総数　１４人

（2）出席委員　１４人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	柳下清隆	寺島あつ子
霜野市和	谷野保博	田中　宏
山﨑勝喜	北尻芳孝	奥野正作
田中正剛	松本智恵子	

（3）欠席委員　０人

（4）農地利用最適化推進委員の出席　１２人

小林義博	井上和夫	数田清文
中尾美昭	高岡一平	塔本順一
松下孝彦	岸田勝夫	田中利幸
岡所次郎	光田裕次	登り山正嗣

（5）欠席委員　１人

北條一宜

3　議事説明員

農業委員会事務局

事務局長	小走伸吾
主幹	山本幸夫
副主査	堂田久美子

4　付議事項

議案第３２号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第３３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第３４号　農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第３９号　農地法第４条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第４０号　農地法第５条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第４１号　農業従事証明の発行の報告について

報告第４２号　生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について

報告第４３号　農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

５　会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長　ただいまから令和７年度第８回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において以倉孝弘委員、柳下清隆委員のご両名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご両名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局　出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、１４名中１４名でございます。なお、農地利用最適化推進委員は１２名の出席をいただいております。以上でございます。

議長　これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請について」から報告第４３号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計８件であります。

それではまず、議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは議案第３２号「農地法第３条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第２９号から第３４号をご説明いたします。

まず、受付番号第２９号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり周辺は田、雑種地、道路に囲まれており、地目は田２筆、面積は合計９７８平方メートルで現在野菜一部果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第３０号は、申請地が中区福田で市街化調整区域内にあり周辺は農道、田及び畑に囲まれており、地目畑１筆、面積は１，４１４平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第３１号は、申請地が西区草部で市街化調整区域内にあり周辺は田、里道、雑種地及び宅地に囲まれており、地目は田１筆、面積は３７４平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第３２号は、申請地が美原区阿弥で市街化区域内にあり周辺は宅地と水路に囲まれており、地目は田１筆、面積は８３平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第３３号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺はハウス、畑、農道及び宅地に囲まれており、地目は田１筆、面積は６３１平方メートルで現在うね一部野菜の状態です。

今回、譲受人が持ち分２分の１につき贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第３４号は、申請地が中区辻之で市街化調整区域内にあり周辺は田と里道に囲まれており、地目は田１筆、面積は１，３４２平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上６件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第３条第２項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第３３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは議案第３３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第９号をご説明いたします。

受付番号第９号は、相続人は中区深井水池町に居住する農業兼会社役員の方で、申請地は中区深井水池町の畑が１筆、面積は８７２平方メートル、現在保全管理中の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。続きまして、議案第３４号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは議案第３４号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第２０号をご説明いたします。

受付番号第２０号は、申請地は西区山田４丁の田２筆、面積は合計２，

１１８平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ５年、農地中間管理機構から転借人へ５年です。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第３９号「農地法第４条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第４３号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計５件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局　それでは報告第３９号「農地法第４条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第４３号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計５件を一括してご説明いたします。

まず、報告第３９号「農地法第４条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は８件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第４０号「農地法第５条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は５件ございました。内容につきまして

は記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第４１号「農業従事証明の発行の報告について」は１件ございました。受付番号第１号は申請地が東区草尾の原野１筆、面積は８１２平方メートルのうち２６３．８４平方メートル、申請人の年間耕作日数は１００日、市街化調整区域内の耕作面積は２２，４４４平方メートル、申請目的は農業用倉庫建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第４２号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は２件ございました。まず、受付番号第１５号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第１６号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第４３号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は４件ございました。まず、受付番号第２１号は、申請地が南区片蔵の田１４筆、面積は合計３，９０１平方メートル、現況は山林、経過年数は４５年以上、次に、受付番号第２２号は、申請地が南区釜室の田５筆、面積は合計１，２００平方メートル、現況は原野、経過年数は５年以上、次に受付番号第２３号は、申請地が美原区菅生の田１筆、面積は１，０５２平方メートル、現況は資材置場、経過年数は１５年以上、次に、受付番号第２４号は、申請地が美原区菅生の田１筆、面積は９０２平方メートル、現況は原野、経過年数は４５年以上、いずれも総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長　説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

（質疑・意見なし）

議長　質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和７年度第８回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

	（案件番号）	（結　　果）	（賛否数）
○	議案第３２号	原案のとおり可決	全　会　一　致
○	議案第３３号	原案のとおり可決	全　会　一　致
○	議案第３４号	原案のとおり可決	全　会　一　致
○	報告第３９号	承　　認	全　会　一　致
○	報告第４０号	承　　認	全　会　一　致
○	報告第４１号	承　　認	全　会　一　致
○	報告第４２号	承　　認	全　会　一　致
○	報告第４３号	承　　認	全　会　一　致

署名委員

会　長	北尾芳彦
委　員	柳下清隆
委　員	以倉孝弘